

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第千五百三十九号

平成十七年

一月二十日

木曜日

目次

告示

収去飼料の試験結果の概要……………

道路の供用開始(二件)……………

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………

一五
一七
一七
一八

告示

山梨県告示第七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十六年十一月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

製造事業場所等の名称及び所在地		収去の場所	飼料の名称	製造する	試験結果の概要						
				(輸入) 年・月	粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
中部飼料株式会社 鹿島飼料工場 茨城県鹿島郡神栖町	山梨県南アルプス市在家塚 三階屋(株)	探卵鶏用飼料 配合飼料 PB2レイヤー	一六・十	一七・〇	六・六	二・九	十一・二	四・八	〇・五一		
雪印種苗株式会社 鹿島飼料工場 茨城県鹿島郡神栖町	山梨県南巨摩郡増穂町青柳 磯野商店	乳牛飼育用 配合飼料 Yブラード19	一六・十	一八・五	五・九	九・八	七・五	〇・七六	〇・五三		
全国酪農業協同組合連合会 鹿島飼料工場 茨城県鹿島郡神栖町	山梨県中巨摩郡昭和町河東中 島 山梨県酪農業協同組合	乳牛飼育用 配合飼料 ハイプロ85	一六・十	二四・一	五・三	三・六	五・八	一・一二	〇・六〇		
全国酪農業協同組合連合会 鹿島飼料工場 茨城県鹿島郡神栖町	山梨県中巨摩郡昭和町河東中 島 山梨県酪農業協同組合	乳牛飼育用 配合飼料 ブレンド71	一六・十	一九・四	五・三	六・九	七・四	一・二一	〇・六五		

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

山梨県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町大字内船字橋田 仮下八―三〇番の二地先から 南巨摩郡南部町大字内船字古御 所七六二〇番の二四地先まで	一〇〇・八	平成十七年 一月二十五日

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	北原下条南割線	斐崎市大字大草町字若尾二〇四 二番の二地先から 斐崎市大字大草町字若尾二〇三 六番の三地先まで	六八・〇	平成十七年 一月二十二日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年十二月二十七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨子ども図書館
 - 2 代表者の氏名 浅川玲子
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市屋形三丁目三番七号
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、子どもの本に関心のある人や児童書全般の専門家を目指す者に対して、講座講義を通じて広範囲の知識、関連の技術を伝授する事業を行い、優れた児童書への認識を高めさせ、また児童書に関する専門家の養成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年十二月二十八日から十七年二月二十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 おおつきエコビレッジ
 - 2 代表者の氏名 山田政文
 - 3 主たる事務所の所在地 大月市富浜町鳥沢九十五番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は大月市富浜町鳥沢地区の遊休農地、未整備の山林・原野、桂川隣接地を含む十ヘクタールの土地をコアに広く大月市に存する豊かな各種の資源を活用し、富士北麓東部地域住民に対して、大月市民を中心とした地域活性化を都市生活者、産官学等と協働し、先人の文化、技術を継承しつつ、環境と調和の取れた地域の活性化、人づくり、ものづくりを実現させる活動・事業を行い、子々孫々に残し得る持続可能な循環社会の形成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十二月二十五日から十七年二月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 フィールド、21
 - 2 代表者の氏名 坂本昭
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市中央三丁目十一番地二十七号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々に対して、また地域社会に対して、自然・社会及び人文環境の計測と調査に関する事業を行うことで、自然及び社会の環境の保全と創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年十二月二十五日から十七年二月二十四日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 タナ力興建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留五百番地一
 - 3 代表者の氏名 滝口和子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）二五三四号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十二月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 響造園土木有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田五千五百四十番地六
 - 3 代表者の氏名 戸田雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）六二六九号
- 四 処分の内容 石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山坂建築
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町日野六百十三番地
 - 3 代表者の氏名 山坂一昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一）六二九〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装
仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十二月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成十七年一月二十日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月六日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社エイチ・アール・ケー
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町井戸百九十七番地
 - 3 破産管財人の氏名 埴原一也
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）七一四五号
 - 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 永田建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡牧丘町窪平百四十四番地
 - 3 代表者の氏名 永田義人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）第八九二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成十七年一月二十日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月二十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 秋山建築
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市百々三三十一番地二
 - 3 代表者の氏名 秋山哲男
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）二〇二六号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ
工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年十二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大和重機興業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島七百五十番地一
 - 3 代表者の氏名 有泉幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)二七五二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社井上工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市上菅口三番地
 - 3 代表者の氏名 井上芳一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)三九〇一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社高砂
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下高砂二百八十番地一
 - 3 代表者の氏名 小沢猛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)五一七四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年十二月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 半田電工
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町村山東割四百九十番地
 - 3 代表者の氏名 半田武雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)四二三四号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十六年十二月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 清水興業

2 主たる営業所の所在地 東八代郡中道町上曾根九百七番地

3 代表者の氏名 清水宏基

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）八四七一号

四 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十六年十一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番